

# 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療一部負担金等の免除に関する要綱

平成23年5月27日

告示第7号

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第69条及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「災害特別法」という。）第73条から第77条の規定に基づき、災害特別法第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対し岩手県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の一部負担金の免除並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の額の特例措置（以下「一部負担金等の免除」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 法第69条第1項の規定による高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年省令第129号）第33条第1項に規定する特別の事情がある被保険者及び災害特別法第73条から第77条までに規定する被災後期高齢者医療被保険者は、平成23年3月11日に災害特別法第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。）でありかつ東日本大震災による被害を受けたことにより次のいずれかに該当する被保険者とする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたとき
- (2) その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき
- (3) その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明なとき
- (4) その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したとき
- (5) その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているとき
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となったとき

(免除)

第3 岩手県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、被保険者が第2に該当したことにより、後期高齢者医療の一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の額（以下「一部負担金等」という。）を支払うことが困難と認めるときは、当該被保険者に対し、一部負担金等を免除するものとする。

(申請)

第4 第3の規定による一部負担金等の免除を受けようとする被保険者は、あらかじめ、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請書（様式第1号）及び第2各号のいずれかに該当することを証明する書類その他広域連合長が必要と認める書類を当該被保険者が住所を有する市町村に提出するものとする。

(審査)

第5 広域連合長は、第4の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは法第137条及び第138条の規定により、申請者に対して文書その他の資料の提出若しくは提示を命じ又は質問を行うことができる。

(承認等)

第6 広域連合長は、一部負担金等の免除の承認の決定をしたときは、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)を交付するものとし、不承認の決定をしたときは、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請却下通知書(様式第3号)により、その旨を被保険者に通知するものとする。

2 広域連合長は、市町村において被災事実を把握している場合は、第4の申請を待たずに、一部負担金等の免除を決定することができるものとし、決定したときは、前項に規定する証明書を交付するものとする。

3 証明書の有効期限は、平成24年2月29日とする。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の額の特例に係るものについては、厚生労働大臣が定める日までとする。

(免除の取消し)

第7 広域連合長は、偽りその他の不正な行為により一部負担金等の免除を受けた被保険者があるとき並びに第2第3号に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかになったときは直ちに、また、同第6号及び第7号に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されたものについては別途定める日に、当該一部負担金等の免除を取り消し、証明書を返還させるものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により一部負担金等の免除を取り消したときは、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除取消通知書(様式第4号)により、一部負担金等の免除に係る被保険者に通知するものとする。

3 広域連合長は、第1項の規定により一部負担金等の免除を取り消したときは、保険医療機関及び保険薬局にその旨を通知するものとする。

4 広域連合長は、第1項の規定により一部負担金等の免除を取消したもののうち、偽りその他の不正な行為により一部負担金等の免除を受けた被保険者については、その免除された額を返還させるものとする。

(一部負担金等の還付)

第8 証明書の交付を受けた者であって、証明書の有効期限までに一部負担金等を支払った場合は、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等還付申請書(様式第5号)によりその支払った額を広域連合長に請求することができる。

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、速やかにその一部負担金等を還付するものとする。

(その他)

第9 この要綱の実施に関し、必要な事項は広域連合長が別に定める。

制定文(抄)(平成23年5月27日告示第7号)

平成23年3月11日から適用する。